

### 有床診療所建物使用前自主検査申請

年 月 日

明石市長 様

開設者住所 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては主たる事務所の所在地)

(ふりがな)  
開設者氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

電 話            -            -            (担当:            )

次のとおり有床診療所建物の使用前検査を自主検査としたいので申請します。

検査対象	診療所の名称 _____
	許可種別 _____
	年 月 日・明保総指令第 号: _____
	年 月 日・明保総指令第 号: _____
年 月 日・診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更届	
(自主検査の該当要件) 該当する要件の番号を○で囲む。	
1	エックス線診療室の装置の入れ替え等で構造設備の変更を伴わないもの。
2	病室、手術室又はエックス線診療室以外で構造設備の内容を変更する場合。
3	病室内病床の減少等構造設備の変更を伴わないもの。
4	開設者の変更(法人成り)等実質的な変更を伴わないもの。

[提出数] 2部

受付印

#### 検査結果の届出書

下記のとおり有床診療所建物構造設備の自主検査を実施した結果、医療法第7条第1項若しくは第2項の許可又は医療法第8条若しくは同法施行令第4条第3項の届出に係る内容と相違なく、かつ必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認しましたので届け出ます。

検査実施者	所属	役職等	氏名
検査実施年月日	年 月 日		
検査実施構造設備並びに検査結果		検査実施構造設備並びに検査結果	
	適・否		適・否
	適・否		適・否
	適・否		適・否

〔自主検査の手順〕

- 1 「有床診療所建物使用前自主検査申請」の上段部分に必要な事項を記載し、使用許可申請までに提出
- 2 「有床診療所建物使用前自主検査申請」の受付済分（受付印が押されたもの）を受け取る
- 3 工事等完了
- 4 自主検査実施
- 5 「有床診療所建物使用前自主検査申請」の下段部分に必要な事項を記載し、使用許可申請と併せて再度提出

〔自主検査とすることができる構造設備一覧〕

自主検査とすることができる構造設備	根拠法令
各科専門の診察室、手術室（構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、処置室、臨床検査施設（生理検査室等）、エックス線装置（使用室の構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、エックス線回診車（ポータブル）の入替・増設及び変更に伴い、新たに保管場所を設ける場合、調剤所、薬品庫、薬局（調剤行為を行う場合のみ。）、ナースステーション（調剤行為を行う場合のみ。）、給食施設、厨房、分べん室、新生児の入浴施設、消毒施設、洗濯施設、機能訓練室、談話室、食堂（ダイルーム）、浴室、玄関・待合室等患者の使用する施設、ホール、面談室、陣痛室、リネン室、D I室（医薬品情報管理室）（服薬指導を行う場合のみ。）、便所（患者が使用するものに限る。）、オートクレーブ室、中央材料室、移動型C T搭載車の再設置時（同一機種かつ同一車輻に限る。）、移動型MR I搭載車の再設置時（同一機種かつ同一車輻に限る。）、集中治療室（病床数に変更がないか減床する場合であって、構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、化学・細菌及び病理検査室、無菌状態の維持された病室（病床数に変更がないか減床する場合であって構造設備の変更を伴わない場合に限る。）診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備（構造設備の変更がなく、装置のみの変更の場合に限る。）、病室（病床数に変更がないか減床する場合であって、構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、機械換気設備、患者の使用する屋内直通階段、避難階段、患者が使用する廊下、消毒設備、歯科技工室、防火設備、消火用の機械・器具	法20条 法21条 法22条 法22条の2 法23条